

昭和55年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、昭和55年国勢調査は、その第13回目の調査に当たる。

また、昭和19年、20年、21年及び23年には、国勢調査ではないが、全国的な規模の人口調査が行われており、時系列上の観点から、このうち昭和20年人口調査の結果も本書に掲載した。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日
昭和20年人口調査	昭和20年11月1日
昭和21年人口調査	昭和21年4月26日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日
昭和50年国勢調査	昭和50年10月1日
昭和55年国勢調査	昭和55年10月1日

このように、国勢調査は昭和22年臨時国勢調査を除いては、5年ごとに行われてきたが、大正9年を初めとする10年ごとの調査は、大規模な調査であり、中間の5年目の調査は、簡易調査であった。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行われた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に

限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら基本的属性のほか、職業、産業等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。

戦後は、国勢調査結果の利用度が高まったことにより、全般的に国勢調査の規模が拡大され、昭和30年、昭和40年及び前回の昭和50年国勢調査は、いずれも簡易調査として行われたものであるが、人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査し、その規模は戦前の大規模調査に匹敵している。今回の昭和55年国勢調査は、大規模調査に当たっており、昭和45年の大規模調査と比較すると、出産力に関する調査事項が削除され、新たに住宅の建て方の調査事項が加えられた。

また、昭和50年国勢調査からは、調査票をいわゆるマークシート形式とし、調査世帯が直接マークを記入することによって作成した調査票を光学式読取装置で電子計算機に入力するという方法を採用している。

調査の時期

昭和55年国勢調査は、昭和55年10月1日午前零時（以下、調査時という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

戦前の各回国勢調査は、いずれも「国勢調査ニ関スル法律」^(注)(明治35年12月1日法律第49号)に基づいて行われ、戦後、すなわち昭和22年臨時国勢調査以後の国勢調査は、いずれも「統計法」(昭和22年3月26日法律第18号)に基づいて行われている。

統計法では、政府又は地方公共団体が作成する統計で行政管理庁長官が指定したもの、すなわち「指定統計」に関して規定しているが、特に国勢調査に関する条項を設け、その実施を定めている。

すなわち統計法第4条第1項では、国勢調査を「政府が国民について行う人口に関する調査」と定義し、その実

施については同条第2項に「国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。ただし、国勢調査を行った年から5年目に当たる年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。」と規定している。この条文は、統計法制定当初は、単に5年ごとに国勢調査を行わなければならないと規定してあったが、昭和29年4月に現在の条文に改正され、その際同法附則で、改正後の最初の簡易調査は、昭和30年に行う旨定められた。昭和55年国勢調査は、この統計法第4条第2項本文の規定により、10年ごとの大規模調査として行われた。

国勢調査は、統計法第4条に基づいて行われるが、同時に昭和22年5月2日内閣告示第21号によって、「指定統計第1号」に指定されている。したがって、同法及び「統計法施行令」(昭和24年5月31日政令第130号)の指定統計に関する規定、すなわち申告義務、調査の実施、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体に対する事務の委任等に関する規定が適用される。

さらに、国勢調査の調査の時期、調査対象、調査事項、調査の機関、調査方法その他国勢調査について基本的な事項を定める「国勢調査令」(政令第98号)が昭和55年4月15日に公布、施行された。これまでの国勢調査では、各回ごとに政令が制定されてきたが、国勢調査の実施は統計法で義務づけられており、調査方法や調査事項も安定したものと規定することが望ましいとの判断で、今回の国勢調査から恒久的な政令に改められている。

また、この政令と同時に、調査票の様式、実際に調査を行う期間などを定めた「国勢調査施行規則」(総理府令第21号)が公布、施行された。

なお、昭和55年国勢調査の実施に際しては、上記の法律、政令及び総理府令のほか、調査の実施年の前年から業務の行われた調査区の設定に関する政令及び総理府令が次のように制定された。

昭和55年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和54年政令第120号)

昭和55年国勢調査調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和54年総理府令第26号)

注) 「国勢調査ニ関スル法律」は、国勢調査を必ずしも人口に関する調査とは規定しておらず、昭和14年には全国民の消費実態を明らかにする目的の臨時国勢調査が実施されている。

調査の地域

昭和55年国勢調査は、我が国の地域のうち、次の諸島を除く地域において行われた。

1. 南舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
2. 鳥根県隠岐郡五箇村にある竹島

この調査の地域は、国勢調査令(昭和55年政令第98号)第4条に基づき国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)第1条で定められたものである。

なお、各回国勢調査の地域はかなり相違しており、その差異の主なものを述べると、次のとおりである。

1. 戦前の国勢調査では、戦後、平和条約によって我が国の版図から除かれた朝鮮、台湾等の地域をも調査地域としている。
2. 戦後の国勢調査では、昭和26年及び昭和28年にそれぞれ復帰した吐噺^{とんぱん}列島及び奄美群島が、昭和30年の調査から調査地域に含まれ、また昭和43年に復帰した小笠原諸島が昭和45年の調査から、昭和47年に復帰した沖縄県が昭和50年の調査から調査地域に含まれている。

各回調査の調査地域及び人口の異動は、「表 各回調査の調査地域の人口及び我が国の面積」(IXページ)に示されているとおりである。

調査の対象

昭和55年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで、「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている者をいう。

なお、3か月以上にわたって住んでいるところ又は住むことになっているところもない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とした。ただし、次の者について

III

は、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学している者については、通学のために宿泊している場所で調査した。
2. 病院又は療養所に入院(又は入所)している者は、入院してから既に3か月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
3. 船舶(自衛隊が使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で、陸上に住所を有する者は、その住所で調査し、陸上に住所の無い者は、船舶に住居が有るものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
4. 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方總監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
5. 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、特に次の者は調査から除外した。

- (ア) 外国の外交団・領事団(随員及び家族を含む。)
- (イ) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

注) 我が国政府の要請に応じ、それぞれ関係国の在日機関から明らかにされた資料によると、昭和55年10月1日現在、上述の(ア)に該当する人口は4,975人、(イ)の人口のうち、「家族」に該当する人口は22,269人である。(ロ)に該当する人口のうち、家族以外の人口は明らかにされていない。

また、海外に居住する日本人については、旅行者又は一時滞在者で自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は、

前述の常住の定義により、自宅に常住している人として自宅で調査されたが、その他の人は、国勢調査の対象になっていない。なお、昭和55年10月1日現在の海外在留邦人の数は、外務省の調査によると、長期滞在者は193,820人で、うち在外日本公館員(家族を含む。)は4,696人、また永住者(日本国籍保有者)は251,552人で、合計445,372人である。

昭和55年国勢調査の人口の範囲は、昭和45年及び昭和50年の国勢調査と同様である。各回の調査の人口の範囲の概要については、「用語の解説」の「人口」(XIページ)を参照されたい。

調査の事項

昭和55年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員について調査した事項)

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居に入居した時期
- (8) 前住地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯について調査した事項)

- (16) 世帯の種類
- (17) 世帯員の数
- (18) 家計の収入の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 居室の数
- (21) 居室の広さ

(22) 住宅の建て方

調査の事項を前回の昭和50年国勢調査と比較すると、今回の調査では前回の調査事項のほか、「(7)現住居に入居した時期」、「(8)前住地」、「(9)在学、卒業等教育の状況」、「(15)従業地又は通学地までの利用交通手段」、「(18)家計の収入の種類」及び「(22)住宅の建て方」が加えられている。これは今回の調査が10年ごとに行われる大規模調査であったためである。

今回と同じ大規模調査であった昭和45年国勢調査と比較すると、既婚女子についての「結婚年数」及び「出生児数」の2項目が削除され、「(22)住宅の建て方」が新たに加えられている。

調査の組織

昭和55年国勢調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長一國勢調査指導員一國勢調査員を通じて行った。

総理府統計局は、調査の企画、調査に用いる用品・書類等の準備、地方における調査実施業務の指導、調査結果の集計及び公表を担当し、このため、経常の組織のほか、総理府統計局内に「昭和55年国勢調査準備委員会」(昭和52年4月～昭和53年9月)及び、これを発展させた「昭和55年国勢調査企画委員会」(昭和53年12月～昭和54年12月)を設け、更に本格的な実施体制である「昭和55年国勢調査実施本部」(昭和55年1月～昭和55年12月)を設置した。また、各省庁との連絡協議を行うため「昭和55年国勢調査各省庁連絡会」(昭和54年2月～昭和55年2月)を設置した。

都道府県においては、主として統計主管課が国勢調査の業務を担当し、総理府統計局から送付された調査用品及び調査書類を市町村に配布する仕事、調査実施に関して市町村を指導する仕事、県内の調査書類を収集する業務を行った。

市町村においては、調査区の設定、指導員及び調査員の選考及び任命に伴う事務、指導員及び調査員の指導、調査書類の収集・審査等、調査の実施に直接関連する業務を行った。

実地の調査は、昭和55年国勢調査のために、内閣総理大臣により任命された約702,000人の国勢調査員によって行われ、また、別に内閣総理大臣により任命された約57,000人の国勢調査指導員が、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務にたずさわった。

調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、昭和55年国勢調査のための調査区が設定され、調査区地図、調査区一覧表等の関係書類が作成された。この調査区は、前回の昭和50年国勢調査調査区をできる限り継承する方法で設定されたものである。調査区の設定は、調査日の1年前すなわち昭和54年10月1日現在で行われ、その後、例えば市区町村の境界変更などの理由による必要な修正を逐次行って、調査時現在で確定した。調査区数は740,359で昭和50年国勢調査のそれと比較すると、68,235の増加を示している。

調査区設定の基準は、市区町村の区域ごとに、まず、特別な区域、例えば、常住者がいないか、いてもきわめてわずかか、かつ広大な区域又は特殊な施設のある区域について特別調査区を設定し、更に、港湾法に規定する重要港湾の港湾区域並びに水上生活者のいる地方港湾の港湾区域、漁港の水域又は河川(運河を含む。)の河口及びその周辺水域について水面調査区を設定し、残りの区域について、1調査区がおおむね50世帯を含むよう、道路、鉄道、河川など明りょうな地形・地物を境界として、一般調査区を設定した。この調査区設定の基準は、前回の基準と同様である。

以上の各種調査区の内訳及びその数は、次のとおりである。

一般調査区	699,920
特別調査区(合計)	40,018
山林・原野・耕地等の区域	19,303
広大な工場・学校・鉄道用地等のある区域	2,660
社会施設、大きな病院等のある区域	7,241
刑務所・拘留所等のある区域	258
自衛隊区域	381

駐留軍区域	90
50人以上の寄宿舎・寮等のある区域	10,085
水面調査区	421
合計	740,359

このようにして設定された調査区は、昭和55年国勢調査の実施の基礎となり、各調査区には、原則として1名ずつの国勢調査員が配置されて調査活動を行った。

なお、この調査区は、国勢調査の調査終了後も、国勢調査結果の集計最小地域単位として(調査区別集計)、また、各種統計調査、特に標本調査の地域的抽出単位として広く利用されている。

2 試験調査

昭和55年国勢調査試験調査は、昭和55年国勢調査の実施に先立ち、調査の実施計画立案に必要な諸事項を実地に検討するとともに、都道府県等における調査準備事務の参考とするため、4回に分けて実施した。

第1次試験調査は、昭和53年12月に宮城県仙台市及び福井県福井市において合計50の昭和50年国勢調査調査区について実施し、次いで第2次試験調査は、昭和54年2月に東京都杉並区及び神奈川県相模原市において、合計50の昭和50年国勢調査調査区について実施した。これら2回の試験調査は、調査段階で一部の調査事項についてサンプリングを導入することの可否等を検討するため、調査項目に違いのある数種類の調査票を世帯ごとに使い分け、基本的なテストとして実施した。

第3次試験調査は、1次及び2次の試験調査の結果を踏まえ、調査票を1種類とし、調査事項も本調査に近いものを想定して、昭和54年6月に福島県福島市、東京都文京区、八王子市及び大阪府大阪市において、また、同年7月に兵庫県神戸市及び福岡県福岡市において、合計110の昭和50年国勢調査調査区について実施した。

第4次試験調査は、本調査を想定して最終的に実施したもので、この結果により本調査の実施計画を確定するために、全国の半数近くに当たる21都道府県の22市区を2グループに分け、昭和54年10月及び11月に合計430の昭和50年

国勢調査調査区について実施した。また、地方における国勢調査の準備体制の整備並びに実施業務の参考とするため、試験調査を実施しない府県の国勢調査担当職員も、近隣の調査実施都府県に赴き、調査事務に参加した。さらに、統計局においては、この試験調査で使用された調査票を実際に集計し、調査方法、調査票の設計上及び集計上の問題点を検討して本調査における集計の準備体制を整えた。

この第4次試験調査は、統計報告調整法に基づく承認統計(行政管理庁承認№12311)として行われた。

なお、従来の国勢調査においても、今回の国勢調査の試験調査とほぼ同様の趣旨による試験調査が、昭和25年国勢調査から実施されている。

3 調査の実施

国勢調査員は、昭和55年9月24日から30日までの間に、受持ち調査区内の全世帯を巡回し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、「調査票」と「調査票の記入のしかた」及び「国勢調査についてのお願い」を配布して調査票の記入を依頼した。この際、国勢調査員は、各世帯の世帯主氏名等の事項を「世帯名簿」に記入するとともに、「調査区要図」に各世帯の位置と世帯番号を記入した。

さらに、国勢調査員は、昭和55年10月1日から5日までの5日間に受持ち調査区内の各世帯を再訪問し、調査票を受取って、世帯主の記入した事項についての確認・検査を行った。また、調査票収集後、調査票の記入内容と世帯名簿とを照合・検査したうえで、調査員が記入する欄のマークを記入した。

なお、調査世帯が長期に不在している場合は、調査員がその近隣の者に、不在者について「調査の事項」のうち「(1)氏名」「(2)男女の別」「(17)世帯員の数」の3項目について質問することにより調査した。

4 調査書類

今回の調査に用いられた「国勢調査調査票」は、直接、光学式読取装置で読み取りができる両面記入式のマーカー

ートで、1枚に4名分記入できる連記票である。調査票の記入は、「住宅の建て方」及び「世帯の種類」の2項目については、国勢調査員が調査票を収集する際にマークで記入し、他の項目については世帯で記入した。ただし世帯記入欄の項目のうち「出生の年月」、「国籍」、「前住地」、「従業地又は通学地」及び「居住室の畳数の合計」については、一部文字による記入があるため、調査員が調査票の記入内容に基づいて所定欄にマークを記入した。また、「勤め先・業主などの名称及び事業の種類」及び「本人の仕事の種類」については、この記入内容に基づいて産業及び職業の分類格付けを行うのであるが、この作業は調査員には困難なため、総務省統計局においてこれを行い、所定欄にマークを記入した。

なお、従来、自衛隊地域及び矯正施設地域については、「国勢調査特別調査票」を用いて調査が行われていたが、今回の調査ではすべて「国勢調査調査票」を用いて調査した。

調査に際しては、調査票のほか、「世帯名簿」(自衛隊地域及び矯正施設地域においては「調査単位名簿」)及び「調査区要図」が、各調査区ごとに、調査員によって作成された。なお、自衛隊地域及び矯正施設地域の調査区要図については、国勢調査指導員が作成した。

世帯名簿には各世帯の世帯番号、世帯主の氏名、世帯の所在地、男女別世帯人員等が記入され、調査員が調査を行う際の世帯及び世帯人員の確認に役立てられた。また、調査区要図には、受持ち調査区の境界、調査区内の主要な目標物、世帯の位置及び世帯番号が記入され、調査員が調査を行う際の世帯の確認に役立てられた。

さらに、この世帯名簿(自衛隊地域及び矯正施設地域においては「調査単位名簿」)の記入内容に基づき、「市区町村要計表」が各市区町村において作成され、この市区町村要計表に基づいて「都道府県要計表」が各都道府県において作成された。市区町村要計表には、当該市区町村内の各調査区について、調査区番号、世帯数、男女別世帯人員、調査票枚数が記入され、また、都道府県要計表には、当該都道府県の各市区町村について、市区町村名、調査区数、

世帯数、男女別世帯人員、調査票枚数等が記入された。これらの要計表は、調査書類の進達の際の「目録」として役立てられたほか、要計表による人口の算出に用いられた。

集計及び結果の公表

集計の方法

集計は、すべて総務省統計局において行う。集計の区分は大別して、要計表による人口、抽出速報集計、第1次基本集計、第2次基本集計、調査区別集計、従業地・通学地集計、人口移動集計及び抽出詳細集計から成る。このうち、要計表による人口は、人手によって集計し、その他はすべて調査票を光学式読取装置によって読み取り、電子計算機を用いて集計される。

なお、確定数、第1次基本集計、第2次基本集計、調査区別集計、従業地・通学地集計(その1～その3のうち、その1及びその2)、人口移動集計(その1～その3のうち、その1及びその2)は全調査票に基づく全数集計を行うが、その他の集計は一部の調査票を抽出して集計する。また結果表は、高速漢字プリンタシステムにより表題、表頭、表側等の文字と表中の統計数値とを同時に印字する方法で作成している。

なお、以下に述べる報告書のうち、主な報告書に収録される統計表は「昭和55年国勢調査報告内容一覧」として巻末に示したとおりである。

結果の公表

1 要計表による人口

要計表による人口は、都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて算出した全国、都道府県及び市区町村別の人口及び世帯数であり、昭和55年国勢調査による最初の結果数値を提供するものである。この集計結果は、昭和55年12月19日付け官報で公示(総務省告示第38号)するとともに、同月「昭和55年国勢調査〔速報シリーズ1〕全国都道府県市区町村別人口(要計表による人口)」として刊行した。

2 抽出速報集計

抽出速報集計は、主として昭和55年国勢調査の全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の中から100分の1（1%）の世帯を抽出し、この世帯の調査票により基本集計、従業地・通学地集計、人口移動集計及び抽出詳細集計の一部を集計したものである。速報集計の結果は、昭和56年3月に「昭和55年国勢調査〔速報シリーズ2〕抽出速報集計結果（1%抽出集計結果）その1 全国編」及び「昭和55年国勢調査〔速報シリーズ2〕抽出速報集計結果（1%抽出集計結果）その2 都道府県編」として刊行した。

3 確定数

確定数は、全国、都道府県及び市区町村別の人口及び世帯数の最終確定結果を提供するものである。この集計結果は、昭和56年7月から昭和57年3月にかけて、都道府県別に6回に分けて官報で公示するとともに、全国の結果をまとめて、昭和57年7月に「昭和55年国勢調査報告 確定数 全国都道府県市区町村別人口及び世帯数」として刊行した。

4 第1次基本集計

第1次基本集計は、昭和55年国勢調査において調査した人口、世帯及び住居に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供するものである。第1次基本集計の結果のうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和56年7月から昭和57年3月にかけて集計の終わった都道府県から順次、電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表するとともに「昭和55年国勢調査報告 第2巻 基本集計結果(1) その2 都道府県・市区町村編」として刊行し、全都道府県の集計の終了後、全国の結果をまとめて昭和57年5月に「昭和55年国勢調査報告 第2巻 基本集計結果(1) その1 全国編」として刊行した。なお、調査区別集計結果（第1次基本集計に係る分）については、集計の終わった都道府県から順次、電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表した。

5 第2次基本集計

第2次基本集計は、昭和55年国勢調査において調査された人口の職業別構成及び高齢者世帯、母子世帯等の特定世帯の状況に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供するものである。第2次基本集計の結果のうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和57年9月から昭和58年2月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和55年国勢調査報告 第3巻 基本集計結果(2) その2 都道府県・市区町村編」として刊行し、全都道府県の集計の終了後、全国の結果をまとめて、昭和58年3月までに「昭和55年国勢調査報告 第3巻 基本集計結果(2) その1 全国編」として刊行する予定であり、また、調査区別集計結果（第2次基本集計に係る分）は昭和58年4月までに電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表する予定である。

6 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、基本集計結果を補充するために、より詳細な全国及び都道府県別の集計を行うもので、一定の方法により全世帯の中から平均で5分の1（20%）の世帯を抽出し、この世帯の調査票を集計するものである。抽出詳細集計の結果のうち都道府県別の結果は、昭和58年7月から昭和59年2月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和55年国勢調査報告 第4巻 抽出詳細集計結果 その2 都道府県編」として刊行し、全都道府県の集計の終了後、全国の結果をまとめて、昭和59年3月までに「昭和55年国勢調査報告 第4巻 抽出詳細集計結果 その1 全国編」として刊行する予定である。

7 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動すなわち、人がその住居から働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態及び通勤・通学に利用する交通手段の実態を明らかにするためのもので、これによって「昼間人口」が算出される。従業地・通学地の全数集計結果は、昭和57年7月に「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その1 従業地・通学地による人口一男女・

年齢・産業(大分類)」が刊行され、昭和58年5月に「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その2 従業地・通学地による人口一職業(大分類)」及び「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その4 利用交通手段」として、また、20%抽出集計結果は、昭和59年4月に「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その3 従業地・通学地による人口一産業・職業(中分類)」として刊行する予定である。

8 人口移動集計

人口移動集計は、人口の移動、すなわち常住地の移動の実態を明らかにするためのものである。人口移動の全数集計結果は、昭和57年9月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻 人口移動集計結果 その1 転出入人口の基本属性」及び昭和58年6月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻 人口移動集計結果 その2 転出入人口の職業構成」として、また、20%抽出集計結果は、昭和59年5月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻 人口移動集計結果 その3 転出入人口と世帯」として刊行する予定である。

9 その他の刊行予定

上記の昭和55年国勢調査報告及び速報シリーズのほか、「昭和55年国勢調査報告 第7巻 特別集計結果」(別巻 我が国の人口集中地区)及び「最終報告書 日本の人口」を刊行する予定であるとともに、調査区関係資料利用の手引(既刊)、通勤・通学人口及び昼間人口、大都市圏の人口、市町村・人口集中地区の人口階級別集計結果などの「資料シリーズ」、我が国の人口(既刊)、都道府県の人口(47分冊)などの「解説シリーズ」、人口の基本属性、世帯の構成、就業状態など主要なテーマについて論文形式で解説を行う「モノグラフシリーズ」、市区町村別人口分布、人口密度、産業構成、年齢構成などを示す「日本人口地図シリーズ」等を刊行する予定である。

事後調査

昭和55年国勢調査事後調査は、昭和55年国勢調査の調査対象の把握状況及び調査事項の調査結果の精度を実地に検証し、国勢調査結果利用上の参考とするとともに、今後の国勢調査企画上の参考資料を得るため、昭和55年国勢調査調査区的一般調査区及びおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある調査区のなかから、200分の1に当たる約3,500調査区を無作為抽出し、昭和55年12月15日現在で実施した。この調査は、統計報告調整法に基づく承認統計(行政管理庁承認No.12921)として行われた。

なお、事後調査は、今回の調査とほぼ同様の趣旨により、昭和25年国勢調査から引き続き実施されているものである。ただし、昭和25年と昭和30年の調査では「抽出再調査」という名称で行っている。

沖縄県における国勢調査

沖縄県は昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査の地域となったが、復帰前の沖縄県でも、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって次の5回の国勢調査が実施されている。

調査の名称	調査の期日
1950年国勢調査	昭和25年12月1日
1955年臨時国勢調査	昭和30年12月1日
1960年国勢調査	昭和35年12月1日
1965年臨時国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日

これらの国勢調査は、昭和25年の調査が「1950年10月18日琉球列島軍政本部軍政布令第25号」に基づき、昭和30年、35年及び40年の調査が琉球政府の「統計法」(1954年9月14日立法第43号)第5条の規定に基づいて行われ、昭和45年の調査は、日本琉語問答委員会の勧告第32号(昭和44年3月11日)に基づいて行われた。

本書では沖縄県の数値も上記の国勢調査の結果に基づいて加えているが、調査の期日や用語の定義に若干の相違があるので利用上注意を要する。

表 各回調査の調査地域の人口

Table showing population data for various regions in Japan from 1929 to 1955. Columns include region names (e.g., 北海道, 東京都) and population counts for specific dates (e.g., 大正9年10月1日, 昭和5年10月1日).

及び我が国の面積(大正9年~昭和55年)

Table showing area data for various regions in Japan from 1929 to 1955. Columns include region names and area measurements in km² for specific dates (e.g., 昭和40年10月1日, 昭和45年10月1日).

- List of footnotes explaining the data in the population table, including details about survey dates, regional changes, and specific island groups like the Kuril Islands and Ryukyu Islands.

- List of footnotes explaining the data in the area table, including details about regional boundaries, island groups, and specific area measurements.

用語の解説

人 口

本書に掲載した大正9年、14年、昭和5年、10年、15年、25年、30年、35年、40年、45年、50年及び55年の人口は、各年10月1日午前零時現在で行われた国勢調査による人口であり、昭和20年の人口は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口、昭和22年の人口は、同年10月1日午前零時現在で行われた臨時国勢調査による人口である。また、我が国に復帰する前の沖縄県における国勢調査の人口は、昭和25年、30年及び35年が各年12月1日午前零時現在、昭和40年及び45年が各年10月1日午前零時現在の人口である。なお、昭和20年及び22年の調査は、沖縄県では行われていない。

各年の人口の範囲の概要は、次のとおりである。

大正9年～昭和15年

調査した人口は、「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時に存在した場所で調査する方法によった人口で、各人を調査した場所の所在する市区町村の人口とした。

また、調査時に調査地域内に存在した者を、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の調査では調査の対象から除外している外交団等も含めて、すべて調査した。調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員は、調査時後4日以内に入港した場合、調査時に港内に存在したとみなして調査した。

なお、昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいると否とを問わず、すべてその家族などの応召前の住所で調査した。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されているが、本書には全人口を掲載した。

昭和20年・22年

調査した人口は「現在人口」である。調査時前に本邦を

出港した船舶の乗組員は、調査時後2日以内に入港した場合、調査時に港内に存在したとみなして調査した。

昭和20年の人口調査では、韓国・朝鮮及び台湾の国籍を有する者以外の外国人のすべて及び陸海軍の部隊・艦船内にあった者は、調査の対象から除外した。

また、昭和22年臨時国勢調査以降の調査から、外国の外交団・領事団及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外している。

昭和25年

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで「常住している者」とは、当該住居に6か月以上にわたって住んでいるか、あるいは6か月以上にわたって住むことになっている者をいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。ただし、精神病院、結核療養所又はらい療養所の入院患者又は療養患者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者は、調査時後3日以内に入港した場合、船舶に住居が有るとみなして、その船舶で調査した。

このほかの取り扱いについては、調査の対象から除外した者の範囲を含めて、昭和55年の調査と同様である。

なお、この昭和25年の調査では、現在人口も調査し、集計した。

沖縄県の昭和25年

調査した人口は「現在人口」である。また、調査の対象から除外した者は次のとおりである。

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらの家族
- (3) 軍施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者並びに子となっている琉球人

昭和30年～40年

調査した人口は「常住人口」である。人口の範囲は、常住の定義及び調査の対象から除外した者の範囲を含めて、昭和55年の調査と同様である。ただし、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所のない者は、昭和25年の調査と同じに、調査時後3日以内に入港した場合、船舶に住居が有るとみなして、その船舶で調査した。

なお、昭和30年以降の調査から、常住の判定の基準となる期間を3か月としている。

沖縄県の昭和30年～40年

調査した人口は本上と同じ「常住人口」であり、常住の定義も同じであるが、昭和30年の調査については、常住の判定の基準となる期間が4か月であった。また、調査の対象から除外した者の範囲は、沖縄県の昭和25年の調査と同様である。

昭和45年～55年

昭和45年の沖縄県における調査も含めて、人口の範囲は、昭和55年の調査とまったく同様である。（「調査の対象」（IIページ）を参照されたい。）

面 積

本書に掲げた昭和55年10月1日現在の都道府県郡支庁市区町村別面積は、建設省国土地理院が公表した昭和55年10月1日現在の「昭和55年全国都道府県市区町村別面積調」（昭和56年3月20日発行）による。面積測定の方法は、同書を参照されたい。なお、人口集中地区の面積は、総理府統計局において測定したものである。

国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されている場合がある。これらについては、利用者の便宜のため可能な限り総理府統計局において、昭和55年10月1日現在の関係市区町村別の面積を推定し、これにその旨の注記を付して本書に登載することとした。

なお、これらの市区町村別面積は、昭和50年国勢調査報告第1巻に掲載した面積数値をそのまま、又は、昭和50年10月2日以降の府県分合等にしたがって組替えた面積数値を用いた。したがって、これらの市区町村別面積は、後に

国土地理院が測定のうえ公表する数値とは必ずしも一致しないことがあるので、その利用に当たっては注意されたい。

本書には、昭和55年の面積のほか、大正9年以降5年ごと及び昭和22年の各回調査時の我が国の総面積（ただし、旧版図“樺太、朝鮮、台湾”，関東州及び南洋群島の面積は含まない。）を掲げてある。したがって、昭和20年～55年の各回調査時の面積には、我が国固有の次の地域を含んでいる。

- (1) 昭和20年人口調査で調査されなかった鹿児島県三島村（旧十島村の一部）
- (2) 復帰前の沖縄県、鹿児島県奄美群島、同吐噶喇列島（旧十島村の一部）及び東京都小笠原諸島
- (3) 現在外国が占拠している南舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び島根県隠岐郡五箇村にある竹島（「表 各回調査の調査地域の人口及び我が国の面積」（IXページ）を参照。）

なお、人口密度については、各回国勢調査令によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出した。（ただし、昭和25年～45年については、沖縄県を含めて算出した。）

また、各回調査の面積は、地域輪理が同じ場合でも、年によって多少の変化が生じている。それは、新しくできた埋立地や干拓地による陸地の増加などのほかに、測定に用いる地図の修正、改訂等による影響に基づくものである。本書に掲げた各年の面積の出所は、次のとおりである。

大正9年	大正9年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
大正14年	大正14年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
昭和5年	昭和5年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
昭和10年	昭和10年全国市町村別面積調（内閣統計局）
～22年	
昭和25年	全国市町村別面積調査（建設省地理調査所）
昭和30年	昭和30年国勢調査報告 第1巻及び昭和30年国勢調査全国都道府県市区町村別面積改定表（総理府統計局）
昭和35年	昭和35年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）

昭和40年 昭和40年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）

昭和45年 昭和45年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）

昭和50年 昭和50年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸軍参謀本部の陸地測量部の測定によるものであり、大正14年及び昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測又は修正を加えたものの面積である。昭和10年、15年、20年、22年及び25年の面積は、陸地測量部と内閣統計局が共同で陸地測量部指導の下に、同部発行の5万分の1地形図に基づいて、昭和10年3月末日現在により測定した「昭和10年全国市町村別面積調」の面積を基礎とし、調査地域の異動及び市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。

ただし、昭和25年の数値は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の異動の有無にかかわらず、その面積を改測し、また、昭和10年以降において海岸線が著しく変化した区域の市町村をも改測した。

昭和30年の面積数値は、建設省（旧）地理調査所（現国土地理院）と総理府統計局が、終戦後修正を施した5万分の1地形図（応急修正版）上において新たに測定した昭和30年10月1日現在の境域による平面面積である。また、昭和35年、40年、45年及び50年の面積数値は、それぞれ昭和30年、35年、40年及び45年の面積に基づき、調査地域の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。

なお、沖縄県の面積のうち昭和25年は、琉球列島軍政本部が、また、昭和30年、35年、40年及び45年は、琉球政府が実施した国勢調査の報告書によっている。

人口集中地区

人口集中地区は、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31

年の新市町村建設促進法による町村合併、新市の創設のため市部地域が拡大され、市部・郡部別地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明らかに示さなくなったので、この都市的地域の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査の際、初めて設定されたものである。

昭和55年国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、

- (1) 昭和55年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上）が隣接して、
- (3) 昭和55年国勢調査時に人口^{注)}5,000人以上を有する場合、この地域を「人口集中地区」とした。

なお、個別の人口集中地区のなかには、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域をまわすという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない、公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

注) 昭和35年及び40年の国勢調査の人口集中地区の中には、5,000人に満たないものもあるが、これは、両年の人口集中地区の設定に当たって、昭和35年及び40年の国勢調査人口ではなく、それぞれ前年の10月1日現在の調査区設定時の推定人口を用いたためである。

連合人口集中地区

人口集中地区は、政令指定都市及び東京都の特別区部の場合、各区ごとに設定されているが、この各区単位の人口集中地区のうち、各区の境界をはさんで地理的に連接している人口集中地区をまとめて一つの人口集中地区、すなわち「連合人口集中地区」とした。本書の政令指定都市及び東京都特別区部の人口集中地区数の算出は、この連合人口集中地区によっている。

人口集中地区及び連合人口集中地区の詳細については、「別巻 我が国の人口集中地区」を参照されたい。